

もう 申し立て書

ねん がつ にち
年 月 日

おお さか し ちょう さま
大 阪 市 長 様

わたし ち ほうこう む いんほうだい じょうかくごう がいと う もう た
私は、地方公務員法第16条 各号に該当しないことを申し立てます。

(し めい
氏 名)

(じゅう しょ
住 所)

せいねんがっぴ ねん がつ にちうまれ (さい
(生年月日) 年 月 日生 (歳)

さんこう ち ほうこうむいんほう
[参考] 地方公務員法

けっかくじょうこう
(欠格条項)

だい じょう つぎ かくごう がいと う もの じょうれい さだ ばあい のぞ
第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条 例で定める場合を除くほか、
しよくいん また きょうそうしけん も せんこう う
職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

いち きん こいじょう けい しょ しっこう お また しっこう う
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける
ことがなくなるまでの者

に とうがいち ほう こうきょうだんたい ちょうかいめんしよく しょぶん う とうがいしょぶん ひ
二 当該地方公 共団体において懲 戒 免 職の処分を受け、当該処分の日から
にねん けいか もの
二年を経過しない者

さん じん じ いいんかい また こうへいいんかい いいん しょく だいろくじゅうじょう
三 人事委員会又は公平委員会の委員の 職 にあつて、第六十条から
だいろくじゅうさんじょう きてい つみ おか けい しょ もの
第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

よん にっぽんこくけんぽう しこう ひ い ご にっぽんこくけんぽう また もと せいりつ
四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した
せいふ ぼうりよく ほかい しゅちょう せいとう た だんたい けっせい また
政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は
これに加入した者